

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五九
○福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	五九
告 示	五〇
○福島県議会定例会を招集する件	五〇
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	五〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	五二
○福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する規程	五二
○保安林の指定をする予定である件	五二
○道路の区域を変更する件二件	五三
公 告	五三
○都市計画事業の認可の告示があった件	五四
○落札者を決定した件	五五
正 誤	五五
○令和四年十一月十五日付け定例第三百三十八号中	五五
規 則	
福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和四年十一月二十二日	
福島県知事 内 堀 雅 雄	
福島県規則第五十一号	
福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	

福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十七年福島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則

第一条中「福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例」を「福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例」に、「周産期医療医師確保修学資金貸与申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与申請書」に改める。

第三条中「周産期医療医師確保修学資金」を「周産期医療等医師確保修学資金」に改める。

第四条第二項中「周産期医療医師確保修学資金貸与決定通知書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与決定通知書」に、「周産期医療医師確保修学資金貸与不承認決定通知書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与不承認決定通知書」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「周産期医療医師確保修学資金借用証明書」を「周産期医療等医師確保修学資金借用証明書」に改める。

第七条中「周産期医療医師確保修学資金返還債務免除申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書」に改める。

第八条中「周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還方法変更承認申請書」に改める。

第九条中「周産期医療医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書」に改める。

第十条第一項第十一号中「又は小児科」を「小児科又は総合診療科」に改める。

様式第一号表中「周産期医療医師確保修学資金貸与申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与申請書」に、「福島県周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。

様式第二号中「周産期医療医師確保修学資金貸与決定通知書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与決定通知書」に、「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。

様式第三号中「周産期医療医師確保修学資金貸与不承認決定通知書」を「周産期医療等医師確保修学資金貸与不承認決定通知書」に、「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。

様式第四号中「周産期医療医師確保修学資金借用証明書」を「周産期医療等医師確保修学資金借用証明書」に改める。

様式第五号表中「周産期医療医師確保修学資金返還債務免除申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還債務免除申請書」に、「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。

産期医療等医師確保修学資金の」に改める。
 様式第六号中「周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還方法変更承認申請書」に、
 「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。
 様式第七号中「周産期医療医師確保修学資金返還義務履行猶予申請書」を「周産期医療等医師確保修学資金返還義務履行猶予申請書」に、
 「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。
 様式第八号中「周産期医療医師確保修学資金の」を「周産期医療等医師確保修学資金の」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等は、改正後の福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

告示

福島県告示第七百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和四年十二月六日福島市に招集する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事

内堀雅雄

(総務課)

福島県告示第七百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事

内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 三 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事

内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事

内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトプロ郡山安積店 福島県郡山市南二丁目一二九番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十一号

福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する規程

福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和二十六年福島県告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「講習会開催期日の十五日前」を「知事の定める期日」に改める。

第七条中「講習会開催期日の五日前」を「知事の定める期日」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和四年十一月二十二日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による申込書及び様式第二号による受講願書は、それぞれ改正後の福島県家畜人工授精に関する講習会等に関する規程様式第一号による申込書及び様式第二号による受講願書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による申込書及び様式第二号による受講願書の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（畜産課）

福島県告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上一の一、二から八まで、一〇、一一の一から一一の一まで、一二の三から一二の五まで、一三の一、一三の三、一三の四、一三の八から一三の一二まで、一四の二、一五の二、一五の三、一五の五、一五の七、一五の八、一六から二〇まで、二一の一、二一の四、二七から三二まで、字鳥喰一〇七
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 1 保安林予定森林の所在場所
南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上一の一、二三から二六まで、字鳥喰二五から三五まで、三七の一、三八、三九
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。

四七の二、四四八、四四九、四五〇の一、四五〇の二、四五二、四五二、四五六、四五八の二、四六〇の二、五〇二から五〇四まで、五〇五の一、五〇五の二、五〇六から五〇八まで、五一〇、五一一、五一二の一、五一二の二、五一三から五二三まで、五二四の一、五二四の二、五二五から五三一まで、字小沢三七の二、四〇〇の三

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六 1 保安林予定森林の所在場所

南相馬市小高区塚原字浜田三三五から三四九まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

七 1 保安林予定森林の所在場所

南相馬市小高区角部内字南台二八の二、二九の二、三〇、三一、三四の一、三五から三九まで、四一の一、四二の一、四三の一、四五の一、四六の二、四七の一、四八の二、四九の一、五〇の一、五〇の二、五一の一、五二の二、五四、五五の一、五五の二、五六、五八、五九、六〇の一、六〇の二、六一の二、六一の三、九五、二六七、二六九、三二七、三二八、三二九の一、三三〇の一、三三二の一、字北台一一八、一二〇から一二四まで、一六一、一七二、字羽和形一の一、三、一九から二四まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で令和四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市箱崎字沖前一 一番一地从から 同 市前川原一九番一 一地从先まで	変更前 A 七・六 三三・四	変更後 A 一一・〇 三三・四 B 一一・六 二五・八	五二三・四 五二三・四 五二三・四

(道路計画課)

福島県告示第七百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で令和四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	一般国道 二五二号	区 間	大沼郡金山町大字本名 字坂瀬川二〇八八番一 地先から 同 郡 同 町 大 字 本 名 字坂瀬川二〇八八番一 地先まで	変更前 の 変更後	変更前 二〇・九 二〇・九	変更後 二〇・九 二二・六	敷地の幅員 (メートル)	延 長	(メートル)

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園	施行者の名称	福島県	事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	事業地の所在	収用の部分 平成三〇年東北地方整備局告示第百三十四号の事業地のうち、福島県双葉郡双葉町大字中野字羽山前、字渋江及び字宮ノ脇並びに大字両竹字増田地内、同県同郡浪江町大字両竹字の場地内の一部の事業地を変更する。 使用の部分 平成三〇年東北地方整備局告示第百三十四号の事業地に福島県双葉郡双葉町大字両竹字増田地内、同県
---------------	-----------------------------------	--------	-----	---------	--------------------------------	--------	---

同郡浪江町大字中浜字西川原及び大字両竹字森合地内を加える。

(まちづくり推進課)

公告第270号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年11月22日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 187台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年10月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社共栄ブレーン 福島県福島市飯坂町平野字代12番地の20
- 5 落札金額
18,245,590円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年9月13日

(入札用度課)

		五 一 三	ページ	段	行	正	誤
		下					
ら 一	後 ろ か	ら 二	後 ろ か	○令和四年十一月十五日付け定例第三百三十八号中			
同	年十二月五日	同	令和四年十一月十六日				
同	月二十八日	同	令和四年十一月九日				

正誤

